3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月二十六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　山梨県西八代郡市川三郷町八之尻字東庄台三〇四五の五四、三〇四五の七〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字東庄台三〇四五の五四・三〇四五の七〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月二十六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町日向南沢字南沢七六三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字南沢七六三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○東北地方整備局告示第百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月二十六日

東北地方整備局長　津田　修一

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　双葉都市計画及び浪江都市計画公園事業八・五・一号福島県復興祈念公園

三　事業施行期間　自平成三十年四月二十六日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　福島県双葉郡双葉町大字中浜字本町、字西川原及び字南川原、大字両竹字北細田、字細田及び字増田並びに大字中野字渋江、字宮ノ脇、字高田及び字羽山前地内

福島県双葉郡浪江町大字中浜字西川原並びに大字両竹字蛭田、字庄司口、字原田、字森合、字的場、字本町及び字北庄司口地内

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

質問書提出

四月二十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

海外から持ち込まれた麻疹の感染防止に関する質問主意書（初鹿明博提出）

北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群の平成三十年度の文化審議会での世界遺産登録への推薦候補選定に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）

答弁書受領

四月二十四日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員**逢**坂誠二提出海賊版サイトへのアクセス遮断に関する質問に対する答弁書

衆議院議員**逢**坂誠二提出英米仏のシリア攻撃に対する政府の評価に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則提出野村不動産株式会社における過労死についての労災認定（保険給付の支給の決定）等に関する質問に対する答弁書

参議院

議事日程

四月二十五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十六号

平成三十年四月二十五日（水曜日）

午前十時開議

第一　盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第二　二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

質問主意書提出

四月二十四日議員から次の質問主意書が提出された。

県人会等に対する寄附に関する質問主意書（足立信也提出）（第八二号）

質問主意書転送

四月二十四日次の質問主意書を内閣に転送した。

政府職員によるテレワークに関する質問主意書（古賀之士提出）（第七六号）

政府が保有又は賃借している通信機器に関する質問主意書（古賀之士提出）（第七七号）

政府職員の携帯電話及びパーソナルコンピューターの利用に関する質問主意書（古賀之士提出）（第七八号）

政府の利用する検索エンジンに関する質問主意書（古賀之士提出）（第七九号）

政府認定拉致被害者に関する質問主意書（有田芳生提出）（第八〇号）

答弁書受領

四月二十四日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員青木愛提出陸上自衛隊オスプレイの配備先に関する再質問に対する答弁書（第七三号）

参議院議員牧山ひろえ提出自衛隊のサイバー・セキュリティ能力向上に関する質問に対する答弁書（第七四号）

参議院議員牧山ひろえ提出防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律等に関する質問に対する答弁書（第七五号）

人事異動

法務省

（和歌山地方検察庁検事）検事　松原　彩

東京地方検察庁検事に配置換する（四月二十三日）

財務省

（大臣官房長）財務事務官　矢野　康治

財務事務次官事務代理を命ずる　福田　淳一

財務事務次官

願により本官を免ずる（以上四月二十四日）

叙位・叙勲

○叙位

従四位に叙する　水谷　元

正五位に叙する　櫻木　俊彦

従五位に叙する　清水　孝保

正六位に叙する（各通）　石岡　猛　石原陽太郎